

第223回長野県都市計画審議会

- ・ 開催日時：令和7年2月4日（火）午後1時30分～午後4時
- ・ 開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・ 出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、高瀬達夫委員、中條由規委員、宮入賢一郎委員、
柳沢 厚委員、柳町晴美委員、丸茂岳人委員、上條 温委員、
岩崎福久委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 岡田 哲也）
安東 隆委員代理（関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 後藤 勝治）

1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長）

定刻となりましたのでただ今より第223回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

わたしは本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の三宅隆徳と申します。よろしくお願い致します。着座にて失礼します。

はじめに委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は10名でございます。委員総数15名の半数以上ですので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により本審議会は成立いたしましたことを報告いたします。

なお、酒井美月委員、田川賀子委員、堀内優香委員、山村弘委員からは欠席の旨あらかじめご連絡をいただいております。また丸茂岳人委員は少々遅れるということでご連絡をいただいております。

次に資料の確認をさせていただきます。

委員の皆さまに事前に郵送しました資料は4種類でございます。確認をお願いいたします。

まず会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、調査審議資料集が1部の計4種類を事前に送付しております。なお大変申し訳ありませんが、事前に郵送させていただいた資料の議案概要及び調査審議資料集に一部誤記がございます。皆さまの机の上に訂正後の資料をお配りしておりますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

また本日お配りしました資料として当日配布資料が1部ございます。資料の確認につきましては以上でございます。不足などございましたら事務局までお申しつけください。

次に代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長 岩崎福久様の代理で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長 岡田哲也様でございます。

（長野国道事務所 副所長 岡田哲也）

長野国道事務所の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

次に農林水産省関東農政局長 安東隆様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課課長補佐 後藤勝治様でございます。

(農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課 課長補佐 後藤勝治)

後藤です。よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

次に前回の審議会以降委員の委嘱ございましたのでご報告申し上げます。

当日配布資料の1ページをご覧ください。この度、長野県市議会議長会会長にご就任されました松本市議会議長の上條温様を市町村議会の議長を代表する者としまして当審議会の委員に委嘱させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

(長野県市議会議長会会長 上條温)

上條温と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

最後に会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆さまが発言を希望される際は、事務局がマイクをお持ちしますのでマイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は法定審議案件3件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

それではこれより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条規定により会長が議長となるとされておりますので柳沢会長に議長をお願いいたします。

2 議事

(1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

皆さんこんにちは。

それでは議長を務めますのでよろしくお願いいたします。

はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。池森梢委員、大上俊之委員お願いします。
次に事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 堀内)

事務報告をさせていただきます。都市・まちづくり課の堀内旭と申します。よろしくお願いいたします。
す。

本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら受付にて住所、氏名を確認し傍聴上の留意事項を説明してあらかじめ静粛な傍聴をお願いしますのでよろしくお願いいたします。

次に前回審議会の議決事項の状況について事務報告を申し上げます。

本日お配りしております当日配布資料の5ページをご覧ください。

令和6年11月22日に開催いたしました第222回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては記載のとおり告示となっております。以上で事務報告をおわります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告について何かご質問等ございますか。よろしいですね。

(3) 議案審議

議第1号 安曇野都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは議案審議に入ります。本日は先ほど報告がありましたように3件でございます。はじめに長野県からの付議のありました議第1号安曇野都市計画道路の変更について説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の井出博文と申します。安曇野都市計画になりますので、わたしの後ろには安曇野市都市計画課の職員もご同席いただいておりますので、本日はよろしくお願いいたします。
ます。

それでは座って説明をさせていただきます。

まず議第1号安曇野都市計画道路の変更について説明します。議案はページ下に記載されています議1-1から議1-7ページ、説明資料は議1-8から議1-25ページとなります。

それでは議1-2ページをご覧ください。

本日付議しております安曇野都市計画道路の変更は3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線の道路の区域を変更するものでございます。続きましてページが飛びますが議1-8ページをご覧ください。今回変更する3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線の概要について説明します。本道路は安曇野市に位置し、北側の一般県道有明大町線との交点を起点とし一級河川犀川を横断して、南側の中央自動車道長野線へ接続する赤く旗揚げした延長約4,000メートル、幅員9.5メートル、車線数2の幹線街路でございます。続きまして議1-9ページをご覧ください。本道路は長野県松本市から新潟県糸魚川市に至る全長約100キロメートルの地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の一旦を担う道路であり、広域交通を担うほか安曇野地域の骨格を形成し生活道路としても機能する国道147号の機能を分担し、観光、産業等の発展や生活を支援するなど地域の将来を支える重要な道路とし令和3年9月に都市計画決定され令和4年度より事業着手しています。本道路の南に位置する中央自動車道長野線の安曇野IC付近では通過交通と生活交通の混在による慢性的な交通渋滞が発生しており、喫緊の交通課題となっております。また安曇野市の北部には産業、工業団地や県内有数の観光地等が散在しており、本道路の整備による物流観光面の活性化も期待されていることから地域より早期の整備促進を求める声も大きく、当初決定以降事業者である長野県において関係機関や地元地域との調整のもと詳細な検討を進めてきたところであります。資料左の概要図に示すとおり、道路計画としましては左側の中央自動車道長野線と右上の一級河川高瀬川の右岸道路である一般県道有明大町線とを結ぶ新設道路となりまして、地域分断や周辺農地への影響をできる限り回避するため並行して流れる一級河川の犀川や高瀬川に極力寄せた位置に計画されております。また周辺地域からのアクセス性を高め通過交通の転換をはかるため3か所にインターチェンジを設ける計画としており、自動車専用道路ではありませんが、歩行者及び自転車等の交通は規制することを予定しています。

資料右の横断図をご覧ください。令和3年の当初決定時は、道路本線部の幅員9.5メートル分のみの決定となっておりますが、その後行った測量や周辺の土地利用や地形条件等を踏まえた詳細な検討により道路構造の詳細や道路法面の管理方法等が定まったことから今回下幅変更するものです。

続きまして議1-10ページをご覧ください。安曇野都市計画の総括図になりますが、今回変更する3・6・23号松本糸魚川連絡道路穂高明科線は図面中央にあります。方角は北西から南東に延びる赤色で旗揚げした道路となります。

続きまして議1-11ページをご覧ください。本道路の起点、一般県道有明大町線との交点付近の計画図になります。既決定の区域をピンク色、今回の変更で新たに追加する区域を赤色でお示ししています。資料右上には当該区間の標準的な道路横断図を示しておりますが、当該区間は一級河川高瀬川の右岸堤防道路であるため河川堤防に支障とならない位置で道路構造の詳細を検討したものとなります。また図面右上にある写真①には接続先の一般県道有明大町線の現況を示しておりますが、すでに2車線で整備

されており松本糸魚川連絡道路の現道活用区間として広域交通を処理できる適切な幅員等を備えております。

続きまして議 1-12ページをご覧ください。一級河川の高瀬川、犀川の合流地点付近の計画図になります。図面上に赤色で穂高北 I C、穂高南 I C、明科 I Cと記載させていただいておりますが、周辺地域である穂高地域、明科地域から本道路へのアクセス性向上のためインターチェンジを設ける計画となっております。今回、接続構造の詳細が定まったことから下幅決定として必要な区域を追加しています。なお本道路に接続する道路については県道及び安曇野市道となりますが、写真②から④に示すとおりいずれも 2 車線で整備された道路となっており、広域交通を処理できる適切な交通容量を備えています。また図面中央に濃い灰色で着色している区域はその他都市施設であり、穂高広域施設組合が運営する穂高クリーンセンターと安筑汚泥処理場を示しております。令和 3 年の決定当時は両施設と本道路が重複したかたちで決定しており、道路構造の詳細が明らかになった段階で両施設が機能的、物理的に矛盾しない内容で見直すこととしておりました。特に安筑汚泥処理場に関しては稼働中の処理棟が道路の支障となることから、当初決定以降道路管理者と施設管理者である穂高広域施設組合との間で調整がなされ社会経済情勢の変化等を踏まえた処理方式の変更方針が決定されました。これにより施設規模の縮小が可能となり、本道路の区域を除いた南側の区域内において施設の再配置ができることとなったため、今回本道路の変更手続きと併せ関係市町村において都市計画変更の手続きを進めております。両施設の区域として薄い灰色は変更後の区域、濃い灰色は削除を予定する区域となります。

続きまして議 1-13ページをご覧ください。一級河川の犀川に平行する区間の計画図になります。図面左上に当該区間の標準的な道路横断面図を示しておりますが、犀川右岸堤防に並走した線形として河川計画堤防に支障のない位置で極力河川側に寄せることで、周辺農地への影響をできる限り回避した計画としております。

続きまして議 1-14ページをご覧ください。中央自動車道長野線に接続する付近の計画図になります。当初決定後、事業者である長野県において道路構造の詳細な検討を進める中で通行車両の走行性や安全性の観点から中央自動車道長野線との接続構造を再検証した結果、接続位置を南側へ変更する計画に見直されました。それに伴い道路の位置と区域を変更することとしております。

続きまして議 1-15ページをご覧ください。先ほどの図面と同じく中央自動車道長野線に接続する付近の計画図になります。以上が今回の変更区間に関する計画図となります。主要な変更箇所の内容の詳細については次ページ以降で説明してまいります。

続きまして議 1-16ページをご覧ください。先ほどの分割された計画図ではわかりづらいため 3 ページに集約した計画平面図になります。今回の変更については全体として下幅決定によるものになりますが、その他として道路本線が変更となる①、②の理由とインターチェンジの接続構造が決定した③について詳しく説明していきます。まず位置の確認ですが、1 つ目として図面左に赤点線で示しております

①中央自動車道長野線との接続構造の変更となります。2つ目として図面中央に細長い赤点線で示していますが、②河川堤防との整合を図った区域の変更、追加となります。

続きまして議1-17ページ、議1-18ページをご覧ください。3つ目の内容として図面に赤点線で示しておりますが、本道路と他の道路との出入口となります③インターチェンジの接続構造にかかる区域の追加が3か所あります。図面左から③-1明科IC、③-2穂高南IC、③-3穂高北ICとなります。

続きましてこれらについてさらに詳細を説明します。議1-19ページをご覧ください。主要な変更内容①中央自動車道長野線との接続構造の変更について説明します。資料上段左には中央自動車長野線との接続位置の図面を、資料上段右には整備後のパース図を示しており、下段には変更内容の説明を記載しております。令和3年の当初決定時点では中央自動車道長野線の明科トンネルや一級河川犀川にかかる長野道犀川橋からの適切な離隔の確保、周辺環境への影響や施工性、維持管理等に配慮した計画として接続位置を決定しておりました。その後事業者である長野県が関係者と調整を行う中で道路の走行性や安全性確保の観点から接続構造の再検証が行われ、接続位置を約75メートル犀川側へ寄せる計画に見直されました。接続位置を変更することで、中央自動車道長野線の本線カーブが緩い区間で接続することとなり、より安全かつ円滑な走行車両の流出入が確保されること、また犀川側へ寄せることで長野道犀川橋の拡幅が必要となりますが、河床掘削等の河川内工事は限定的であり、犀川の河川環境への影響を極力回避できる見込みであることから計画を見直すことが適当と判断されたものになります。これにより本道路と中央自動車道長野線との連結については見直された接続位置で令和4年3月に国土交通大臣の許可を得ていることから、今回併せて道路の位置及び区域を変更することとしています。

続きまして議1-20ページをご覧ください。主要な変更内容②河川堤防との整合を図った区域の変更、追加について説明します。資料上段左には一級河川犀川の河川計画堤防と近接している区間の道路横断面図を、資料上段右には一級河川犀川と並走している区間のパース図を示しており、資料下段には変更内容の説明を記載しております。まず右側のパース図をご覧ください。当初決定時点では東側に広がる農地への影響を最小限としつつ犀川の計画堤防の位置を概略で抑え、極力堤防側に寄せた位置で道路を計画しておりました。その後詳細な現地測量成果をもとに計画堤防位置を定め、河川管理者と協議し確定するに至りました。その結果、資料中段左の拡大図に示すように計画堤防の区域内にガードレールや水路等の道路施設が食い込むことから右の拡大図のとおり、道路全体の位置を東にあたる右へ若干ずらし、影響の無いよう変更をしています。

続きまして議1-21ページをご覧ください。ここからは下幅決定の中でも大きな変更となる主要な変更内容③インターチェンジ接続構造にかかる区域の追加についての説明になります。全部で3か所のインターチェンジを設けますが、周辺地域からのアクセス確保を目的とし、中央自動車道へのアクセス性向上とともに安曇野市街地の渋滞解消にも寄与することから当初決定時参考で計画を示しておりましたが、詳細な設計を行い道路構造が定まったため、今回整備に必要な区域を追加するものです。本ペー

ジでは明科 I C のイメージ図を示しております。明科 I C は双方向から 4 つのランプと呼ばれる連結道路を通して矢印の方向へ乗り降りし、市道明科 4 0 3 6 号を通じて国道 19 号方面とアクセスするかたちとなります。

続きまして、議 1-22 ページをご覧ください。本ページでは穂高南 I C 及び穂高北 I C のイメージ図を示しております。穂高南 I C と穂高北 I C はそれぞれ片方向しか進めないハーフインターチェンジとなっていますが、2 つを合わせると黄色く示した穂高地域と対岸の明科地域から黒色と青色の矢印に示した双方向へ乗り入れできる形式となることをイメージしていただければと思います。次ページ以降、議 1-23 から議 1-25 ページに各インターチェンジの交差点処理図を添付しておりますが、道路構造令に基づき適切に計画されており、公安委員会の了解も得られていること、また接続先の一般道は 2 車線で整備済みとなっており広域交通を処理するうえで適切な交通容量を確保していることを確認済みです。以上主要な変更箇所の詳細な説明となります。

続きまして議 1-3 ページをご覧ください。今回の変更に伴う計画書の新旧対照になります。上の表が変更前、下の表が変更後の計画書になりまして、赤文字が変更箇所になります。本道路の終点部、中央自動車道長野線との接続位置の変更及び縦断計画の見直しに伴い延長が 4,000 メートルから 4,030 メートルに増となり、道路構造の詳細が決まったことによる構造形式の内訳が変更となっておりますが、幅員及び車線数に変更はありません。

続きましては議 1-4 をご覧ください。こちらは都市計画の変更理由書になりますが、これまでの説明と重複しますので説明を省かせていただきます。

最後に議 1-7 をご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては令和 6 年 9 月に地元説明会が行われ、本計画について地元から概ねの了解は得ております。その後都市計画法第 16 条の規定による公聴会を令和 6 年 10 月 27 日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため中止となりました。また令和 6 年 12 月 3 日～12 月 16 日まで都市計画法第 17 条の規定による都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。安曇野市へ意見聴取を行い令和 6 年 12 月 27 日付で案のとおり異存ない旨の回答をいただいております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(柳沢議長)

ただ今の説明に関しましてご意見、ご質問いただきたいと思います。

結構大きな内容の変更でしたが、簡単に言うと今までは道路の路面というか上場の幅だけを決めていたものに対して、法を含めた下場の幅が確定したので、下幅で決定するというのが 1 つ。それからインターチェンジが新たに追加されるのでその変更と、それからすでに明科 I C は既決定だけど一部変更と、それから堤防で事情で一部変更。これだけですかね。こういうようなことで全体が変更なんですけ

れど、状況がはっきりしてきたので追加するという部分と前に決定したけれどもよく検討したら少し変更せざるを得ないという変更と２種類含まれていますね。そんなことです。ご質問、ご意見お願いします。大上委員。

(大上委員)

議１-20ところで、計画堤防という文言が載っているんですけども、この計画堤防っていうのはどういう意味ですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

河川の管理者は国土交通省の千曲川河川事務所になりまして、そちらの方と協議したもので、現在の堤防に対して将来洪水を防ぐためにはここまでの堤防が必要ですよという計画の線を表しております。

(大上委員)

そういうことだと思うんですけども、計画堤防のところでも今回の変更案でもギリギリきてますよね。現時点ではこれでしょうがないということですか。わたしが心配しているのは、計画堤防のほうも見直していったらもう少し変更するという可能性も無きにしも非ずですよ。現時点ではそこまで考える必要はないんですよっていう話になってくるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

前回の平成３年の決定当時、概略で堤防の計画堤防はこういう形であろうという話を河川管理者とやっていたのですが、その後今回測量などで詳細がわかってきましたので新たに計算をし直して計画堤防の位置を確定しております。それに基づいてギリギリ道路を寄せることによって東側に広がる農地の潰れ地面積を極力減らしたいという考えで、堤防のほうにギリギリ寄せているようなそんなような協議のほうをさせていただいた結果になるものになります。

(柳沢議長)

計画堤防のほうも決定は細かくはしていなかったんですね。令和３年時点では。それとも決定は細かくされていたけれど、把握のほうを概略でやったということですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうです。

(柳沢議長)

そういうことのようにです。

(大上委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかにはいかがですか。中條委員。

(中條委員)

2点ございます。都市計画決定の時期が最近ということもあって、それにちなんでなんですけれど、先ほど法面を含めて区域を編入する変更とあったんですけれど、当初からそれは見越したうえでの令和3年の都市計画決定で、詳細がわかったらそれに合わせて変更しようかなということだったのかどうかという経緯の部分が1点と、先ほどの大上委員からもありましたけれど20ページのところで堤防と道路区域が重複しているようにも見えるんですけれど、堤防の法面の部分と道路の部分で、この部分で兼用工作みたいなかたちにするのか、どういう考え方に、この道路も堤防の一部を兼ねるという扱いになるのか、そのあたりがよくわからなかったので補足があればお願いいたします。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

まず1点目のご質問に対してなんですけど最初は概略という形で考えておりまして、まず先にルートを決めたということでそれに基づいて地元の方にも早くこの部分に道路ができますよということを公にするという意味で決定をさせていただいたというものになります。その後約3年経ったものだと思いますが、その間に詳細な測量を行い、設計を詰め、さらにその設計について地元の方たちに説明をして詳細な設計のご了解もいただいたというのをこの3年間で決定しました。それを今日都市計画決定に持っていきたいということでこれまで進めてきたものになります。

2つ目の堤防の件なんですけど、そちらの画像のほうでご説明させていただきます。青い破線が計画堤防のものになりまして、将来この河川管理者がいずれこの堤防として造るというものになりますが、それに対してこの赤いものが今回道路になります。そして黒い線が既存の堤防の線になりまして、河川管理者のほうでこの青い計画堤防に施工する時期が未定の段階で、将来は計画堤防をやるんですが、そういった場合にこの赤い道路が先行して工事されることによってどういうふうにすりつけるかというものを考えてこの赤い今の設計を決めております。将来的にはこの道路の上の左側にさらにこの青い破線の部分がかぶさるようなかたちで施工されていくと思うのですが、道路の部分に入ってくるこの点線の

青い部分については施工されないというようなお互いのやり取りになります。今の説明でもし分かりにくければもう一度説明したいと思います。

(中條委員)

道路は浮いているのではなくて盛り土になっているということは、堤防をある種兼ねているかたちになるということになるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうです。

(中條委員)

わかりました。そうすると、その部分は兼用工作になってくることになるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

道路のほうが堤防の部分に占用させていただくというパターンになります。

(中條委員)

はい、わかりました。

あと1点目に関してなんですけれど、令和3年から詳細つめて今回の変更に至りましたということで理解しているんですけれど、黄色の部分で廃止にしているところがあると思うのですが、そちらも特段関係する地権者さんとの関係は問題なく進んでいるかどうかというところお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長)

令和5年の10月になりますが、今回のこの関係で新たに影響する地権者の方、または影響しなくなった方への説明会を行っておりまして個別に概ねの了解のを得ております。

(柳沢議長)

今のことに関連しますけど、了解を取れたのであとでごたごたすることはないと思いますが、都市計画の決定というのは一旦決めればそれなりの根拠があつて決めているので、やむを得ない事情の変更があつた時に変えるのは、これは必要なことなんですけど、今回はあまりやむを得ない事情の変更という感じがしないんだけど。端的に言うと詰めが甘かったという反省かな。そういうのはやっぱり公にやるべきなんだよね。ちゃんとした理由があるがごとく言うけれど、実は詰めが甘かったということなので、

そこは反省しなければいけない、徹底したほうが。われわれも決定に加担はしているんですけど、よく事情が分からないまま了解しているわけですね。そのへんあまりあっさり関係者がいいと言ったから変えますってどんどん変えるというのは本来おかしいので、そこはよく押さえておいていただきたいと、これはわたしの意見です。

（事務局：都市・まちづくり課長 井出課長）

都市・まちづくり課長の井出と申します。今、会長がおっしゃるとおり、平成3年度に決定した時に本当は都市計画決定うつのでそれなりのしっかりとした設計をして、都市計画決定を決めるということは持っている土地の皆さまに規制をかけることになりますのでしっかりと決定をしなければならないと思っています。当時の道路の考え方によりまして特例の平面の曲線半径特有の800メートルというものを使ってなんとかそれでできるというふうに決定したわけですが、今から考えるとその部分があまかった面があったのかなと考えております。今度の決定におきましては、そこらへんも踏まえましてより走行にとって安全な面でよくなるほうの決定ということになりますので、地権者さんの同意を得たうえで決定をし直すというかたちで今回おかけしているものでございます。

（柳沢議長）

はい。それではほかにご発言ありませんか。宮入委員。

（宮入委員）

宮入です。よろしくお願いします。今回下幅変更ということで今後のこの件であまりお話を伺う機会がないかなということでちょっと質問させていただくんですが、環境についての質問をさせていただきたいと思うんですが、説明の冒頭にもあったように自動車専用道路ではありませんということだったので長野県の環境影響評価の対象事業にはなっていないのかなというふうには承知はしているんですけども、何かしら環境への配慮について環境配慮制度なのかどうか分かりませんが取り組んでいるとか今回の計画決定にあたって環境面での心配についての見解があったら補足をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（事務局：都市・まちづくり課 井出課長補佐兼まちなみ整備係長）

まず先に長野県公共事業等環境配慮制度がございまして、こちらの対象か対象ではないかという話なんですが、道路延長が1キロメートルを超えておりますので、今回4キロメートルになりますので対象事業になります。また本道路の周辺には一級河川犀川や高瀬川が存在して田園地帯が広がっております。豊かな自然環境や景観への影響を極力回避したルート、構造を計画しております。また当初決定におい

て安曇野市より事業実施にあたり豊かな自然環境や景観への配慮を要請されていることから、詳細な道路構造の検討を行ううえで自然環境や景観に配慮した計画を行ってきた経緯がございます。また事業者にて独自に環境調査も実施しておりまして、現時点では水質、大気質、騒音、振動等の調査を行っております。事業実施にあたってはこれら環境要素に十分配慮して工事を行っていく所存でございます。

(宮入委員)

恐らくそういったものを含めながら綿密に検討されているんだろうなということは推察しますし、信用させていただいている部分ではあるんですけども、今後でも構わないんですがこういった資料の際に参考でもいいんですけども、そちらのほうの経過とか概要を示していただくとより安心して意思決定ができるのではないかなと思います。今回こういった立地ですし、そういった面での配慮が十分なされているなという前提ではお聞きしていましたけれども、今後こういった際には、環境への配慮についてこういったかたちで進めてきて、こんな評価をしているというところがありましたら参考としてつけていただけるとありがたいなというふうに思いました。おっしゃるように延長も長い大型の新設道路の計画でありますので、引き続き工事中も含めて環境への配慮に対してはしっかり行っていただきたいということで、意見とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

(柳沢議長)

はい、ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

ご意見がないようですので採決に移りたいと思います。例によりまして意見書、反対意見が出ておりませんし、委員の皆さんからも反対のご意見はありませんでしたので簡易採決というかたちでいきたいと思います。よろしいですね。

それでは議第1号について、原案どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

(柳沢議長)

それでは議第1号は原案どおり決定いたしました。

議第2号 松本都市計画緑地の変更について

(柳沢議長)

続きまして議第2号「松本都市計画緑地の変更について」説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長)

都市・まちづくり課都市公園係の馬場浩司と申します。よろしくお願いいいたします。わたしからは議第2号「松本都市計画緑地の変更について」説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案は議2-1から議2-5ページ、説明資料は議2-6から議2-14ページとなります。それでは議2-2ページをご覧ください。本日、付議しております松本都市計画緑地の変更は9号松本平広域公園緑地において松本空港の航空灯火施設用地の変更に伴い緑地の区域を変更するものでございます。

続いて議2-4ページの新旧対照表をご覧ください。上の表が変更前、下の表が変更後の計画書となりまして赤字が変更箇所となります。今回は緑地の区域変更を行うものですが、面積については変更はございません。

次に議2-6ページをご覧ください。都市計画緑地の概要となります。9号松本平広域公園緑地は松本市と塩尻市にまたがり松本空港を取り囲む緩衝緑地として、また、広域的な憩い、レクリエーション、交流の場として都市計画決定された緑地であり、面積は約149.9ヘクタールとなっております。当初の都市計画決定は平成3年1月21日で総面積は約148.7ヘクタールでございましたが、その後平成9年4月10日に一部区域を拡大し総面積は約149.9ヘクタールとなっております。現在松本平広域公園信州スカイパークとして多くの方々にご利用いただいております。

続きまして次ページの議2-7ページをご覧ください。左側の写真1ですけれども松本空港を北側から見たものになります。現在赤色の枠の位置にあります航空灯火を黄色の枠の位置に移設することに伴い赤色の枠の範囲が空港用地から新たに公園区域に追加され、黄色の枠の範囲が公園区域から削除され空港用地になるというものでございます。右側の図は松本市の都市計画の基本図となります。今回の変更により公園区域に追加される範囲を赤色、公園区域から削除される範囲を黄色でお示ししております。議2-8から議2-12ページには松本平広域公園緑地の区域をお示ししていますが、今回こちらについては変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

続いて議2-13ページをご覧ください。今回の区域変更は、滑走路端安全区域、通称リーサ（RESA）の延長を確保するため滑走路を南側に移設することに連動して航空灯火の移設が必要となることによるものでございます。滑走路端安全区域、リーサ（RESA）は、航空機が離着陸する際に滑走路を超えて走行し、停止するオーバーランあるいは着陸時に滑走路の手前に接地してしまうアンダーシュートを起こした場合に航空機の損傷を軽減させるため滑走路の両端に設けられる区域となります。このリーサ（RESA）につきましては、国土交通省が策定した指針によりまして、既存空港を含むすべての空港において令和8年度末までに新基準を適用した整備を行うこととされております。資料右の図にありますとおり新基準のリーサ（RESA）では最低限必要な長さに変更がありまして、旧基準の40メートル

ルから、90メートル以上の長さを確保することとされました。現在の松本空港のリーサ（RESA）は、旧基準の40メートルで整備されており、長さが50メートル不足している状態となっております。そのため資料中央の写真にありますとおり、空港用地に余裕がある南側、図面で言うと左側になりますけれども滑走路を60メートル移設し、滑走路の両端に長さ90メートル以上のリーサ（RESA）を確保する整備を行うこととしております。1番下の写真にありますとおり、リーサ（RESA）を90メートル確保するには滑走路を最低限50メートル南側に移設すればよいということになりますが、今回は60メートル移設し北側のリーサ（RESA）を100メートル確保することとしております。これは航空灯火の配置間隔が30メートルの倍数となっておりまして、滑走路を50メートル移設した場合、基準に沿った灯火の配置間隔とするには既存の灯火をすべて移設する必要が生じてしまいます。滑走路の移設を60メートルとすることで移設対象の灯火を軽減することができ、50メートル移設した場合よりも経済的に有利であることから今回滑走路を南側に60メートル移設することとしております。なお、滑走路の延長2,000メートルにつきましてはリーサ（RESA）の整備前後で変更がありません。

続いて次ページの議2-14ページをご覧ください。新基準によるリーサ（RESA）の整備に伴い、滑走路を南側に60メートル移設することによって上の図にありますとおり、松本空港北側の現在の公園区域、赤色の範囲となりますがこちらにある航空灯火を南側に60メートル、黄色の範囲に移設することから、今回公園区域の変更を行うものでございます。面積につきましては赤色の追加する公園区域と黄色の削除する公園区域が共に0.006ヘクタールとなるため今回の区域変更による面積の増減はございません。

すみません、ページが戻りますが議2-3ページをご覧ください。こちらは都市計画の変更理由書になりますが、これまでの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

最後に議2-5ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要となります。本案件につきましては、令和3年2月から3月にかけてまた、令和6年3月に地元説明会が行われました。その後、都市計画法第16条の規定による公聴会を令和6年11月17日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため中止となりました。また令和6年12月3日～12月16日まで都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を行いました、意見書の提出はありませんでした。松本市にも意見照会を行い、令和7年1月6日付けで案のとおり異存ない旨の回答をいただいております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（柳沢議長）

はい、ただ今の説明に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いします。はい、どうぞ上條委員。

（上條委員）

はい、たまたま私松本市出身でございまして、空港の近くなものですからこれは意見です。意見を申し上げたいと思いますが、今説明がありましたように、リーサ（RESA）と呼ばれる空港の安全帯を広げるという国土交通省の指針に基づいて、こういう計画で空港も現実に整備されていると思うんですけれども、そういう整備がされてきたということでございます。元が航空機の安全な離発着に資するためということでございまして、地元にも空港関連ということできちんと説明をしていただいています。それに伴って灯火の移設ということでございまして、緑地の面積もまったく変わらないということでございますので地元の意見としても必要な変更だという風に考えております。以上でございます。

（柳沢議長）

ありがとうございます。ほかにはございませんか。安全基準の変更に伴う平行移動的な変更というのは割とわかりやすい話です。現在この公園の管理はどこがしているんですか。

（事務局：都市・まちづくり課 馬場課長補佐兼都市公園係長）

県営の公園になっておりまして、管理は松本建設事務所で行っておりますが今指定管理者制度を取っております、そちらのほうに管理の方はお願いしております。

（柳沢議長）

いかがですか。よろしいでしょうか。

では、これについては意見がないようですので、決を採りたいと思います。先ほどと同様に簡易採決ということで行いたいと思います。では議第2号について原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

（柳沢議長）

では原案どおり決定いたしました。

議第3号 飯島都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について

（柳沢議長）

続きまして議第3号「飯島都市計画区域における用途地域の変更に伴う用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率及び建築物の各部分の高さの制限を定める区域及び数値の決定について」説

明をお願いします。

（事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長）

建築住宅課指導審査係の藤原整と申します。説明は着座にて失礼いたします。資料の議3-2ページをご覧ください。飯島都市計画区域のうち中川村における用途地域の変更に伴い用途地域の指定のない区域が変更されるため建築基準法の規定に基づき土地利用の状況等を考慮して区域及び建築形態制限値を定めるものでございます。ここで参考1-1ページをお願いいたします。今回定めようとする建築形態制限値の県内の全体の概要をご説明させていただきたいと思っております。都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域、いわゆる白地地域における形態規制に関する県の一般的な方針でございます。白地地域はかつては容積率400%、建蔽率70%で制限が弱く、大規模な店舗が立地するなど乱開発が散見されたことから平成13年に都市計画法、建築基準法が一部改正されまして、白地地域においては、下の表の範囲内で容積率、建蔽率、高さ制限である道路斜線、隣地斜線の制限を定めることとなっております。この制限に係る県の方針としまして（2）に記載のように大きく3つのパターンにわけて制限値を定めております。まず真ん中の用途地域周辺区域、田園区域、既存集落区域等を一般基準としております。そこから規制を強化するのが左側の特殊基準で別荘地区域、低層住宅区域等がございます。また一般基準から規制を緩和するのが右側の特殊基準で郊外幹線沿道区域、温泉保養地等区域等としております。土地利用の状況等を踏まえてこれらの中から規制値を定めることとしております。

次の参考1-2ページをお願いいたします。それぞれの規制の概要でございます。容積率、建蔽率は建築可能な面積を敷地面積に対する数値として制限する数値、それから道路斜線、隣地斜線は建築可能な高さを制限する数値で概要は記載のとおりでございます。

次の参考1-3ページをお願いします。県内の白地地域における規制値の決定状況です。本日ご審議いただく中川村は黄色で示した部分で、一般基準のうち2つの区域を定めております。その他の地域の状況や全体の合計値は記載のとおりでございます。

資料の議3-2ページへお戻りください。この度中川村で用途地域を変更することに伴い新たに約4ヘクタールが白地地域となる予定です。詳細はこの後ご説明申し上げますが、この区域につきましては下の行の制限値を採用しまして、表の網掛け部分のとおり対象面積を現状の4,190ヘクタールから4,194ヘクタールへ変更する案となっております。

次の議3-3ページをご覧ください。対象区域の状況について順次ご説明させていただきます。まず中川村の都市計画図になります。中川村は村の中ほどを天竜川が南北に流れております。天竜川の東側の役場周辺と天竜川の西側の国道153号沿い、またそれらを繋ぐ中川3号線と書かれた道路沿いに用途地域が定められておりまして、図で言う色のついているところですが、そちらが用途地域となっております。今回変更となる対象の部分は図で赤く囲った部分、

国道153号沿道中央地区と田島地区の2か所となります。これらの地区はいずれも天竜川に沿った地区でかつては堤防の外側、河川ではない側でしたけれども、国土交通省によって堤防を整備する工事が行われまして現在は堤防の内側の河川区域となっております。そのため今後は原則として建築物の敷地としての利用は見込まれませんので用途地域を外し、白地地域とするということとなっております。国道153号沿道中央地区は約2.2ヘクタールで準工業地域から白地地域への変更が予定されております。各規制値は容積率200%を維持、建蔽率は60%を維持、道路斜線は1.5から1.25へ強化、隣地斜線は2.5から1.25へ強化する案となっております。田島地区は下の表ですけれども約1.2ヘクタールで第1種中高層住居専用地域から白地地域への変更が予定されております。各規制値は容積率200%、建蔽率60%、道路斜線1.25、隣地斜線は1.25で現状を維持する案となっております。

次の議3-4ページをお願いします。中川村全体の建築形態制限図となります。中ほどに用途地域の指定されている地域が青色でありますけれどもその周辺はピンク色で示しております、一般基準、用途地域周辺区域としての規制地を採用しているエリアとなります。今回の変更対象の地区につきましても、その周辺と合わせまして一般基準、用途地域周辺区域の規制値を定める案となっております。

次の議3-5ページをお願いします。該当部分の航空写真となります。今回変更する部分は赤く囲ってある範囲となりまして、いずれも現在は堤防の区域、それから堤防から河川側の区域となっております。

次の議3-6ページをお願いいたします。国道153号沿道中央地区の現況写真となります。用途地域との境界は河川、堤防を含む河川との境界となっております。現状は堤防が整備されておまして、赤い線で今回白地地域になる部分が示されております。

続いて議3-7ページをお願いいたします。田島地区の現況写真となります。こちらもすでに堤防が整備されておまして、用途地域として残る部分との境界は堤防との境界、堤防の法尻が境界となっております。赤く矢印等で示した範囲が今回白地地域となる範囲となっております。

次の議3-8ページをお願いいたします。国道153号沿道中央地区の既存建築物の状況です。現状河川区域内でありまして既存建築物はなく、予定している規制値に対して不適格となる建築物もございません。

次の議3-9ページをお願いいたします。田島地区の既存建築物の状況です。同様に現状河川区域でありまして、既存建築物はなく予定している規制値に対して不適格となる建築物もございません。

次の議3-10ページをお願いします。住民への周知、意見聴取、それから中川村都市計画審議会の状況でございます。まず計画の素案について窓口閲覧および、ホームページ掲載で令和6年12月2日から16日まで住民への周知を行ったところ窓口閲覧者はいませんでした。次に計画案の縦覧につきましては令和6年12月18日から令和7年1月7日まで行っておりまして、縦覧者はなく意見の提出はありませんでした。最後に中川村都市計画審議会ですけれども令和7年1月10日金曜日に開催された審議会に計画案について諮られておまして、原案どおりで問題なしということで村から報告をいただいております。説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

(柳沢議長)

はい、ありがとうございました。それではただ今の説明に関しましてご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

これは河川を堤外地にしたのはいつですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

平成18年。

(柳沢議長)

平成18年。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

はい。河川が整備されて。

(柳沢議長)

今回の変更の原因になるこの区域が堤内地から堤外地に変わったんだよね。それはいつですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

平成18年に工事が行われまして、平成19年に堤外地となったということで聞いております。

(柳沢議長)

随分間が空きましたね。その間どうしてこんなに長い時間置かれていたんですか。

(事務局：建築住宅課 藤原課長補佐兼指導審査係長)

用途地域の変更につきまして村の決定となるために今日村の方にも同席いただいているんですが、村のほうからお答えいただいてもよろしいでしょうか。

(柳沢議長)

村のほうから答えていただきましょうか。用途地域の変更、なぜ可及的速やかにしなかったんですか。

(中川村 建設環境課 建設係長 川崎)

中川村建設環境課の川崎と申します。平成19年に堤外地へ河川区域ということで指定がされまして、その後平成20年に向けて河川区域内の河川公園ということで国交省の用地のほうを公園として整備しております。そうした中でオープニングについては平成20年に公園としてオープンしたんですが、そのあと平成24年くらいまでいろいろと工事等を進んでいた経過を調べまして確認しております。そういった中ですぐに用途地域から外すというようなことができなかったのではないかとということで推測しております。この度役場周辺地域の用途地域の変更、こちら白地地域に関わる部分と別の案件がございまして、そちらと同時期に今回用途地域から外すということも併せて中川村の都市計画審議会にかけさせていただいたという経過です。

(柳沢議長)

ちょっとよくわからなかったけれど堤外地になった時、土地の所有は相変わらず河川が買い上げたわけではなくて民有地のままですよねしばらくは。今回のこの場所も民有地ですよ。どうですか。

(中川村 建設環境課 建設係長 川崎)

今回の白地地域に変わった部分については国土交通省の用地になっております。

(柳沢議長)

切り替えた時に買い上げたわけですか。

(中川村 建設環境課 建設係長 川崎)

そうです。

(柳沢議長)

それなら実害はないんだけどそれこそ速やかにやったほうがよかったね。いつまでもこういう状態にしておいてもしょうがないんだけど、もう20年ぐらい経っているわけでしょ。過去のことですが、実害がなかったからよかったですけどね。何かありませんか。話としては単純な話なので、あまり議論はないと思いますが。それではこれについて採決いたします。この件についても反対意見はでておりませんので簡易採決でいきたいと思います。それでは議第3号について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

(柳沢議長)

では原案どおり決定いたしました。

(4) 調査審議

調査審議第1号 須坂都市計画区域区分の変更について

(柳沢議長)

以上で審議事項は終了でございます、次に調査審議案件が2件ございます。最初に、次第にあります(4)の調査審議の調査議案第1号「須坂都市計画区域区分の変更について」説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課都市計画係の今吉と申します。わたしのほうから調査審議第1号「須坂都市計画区域区分の変更について」ご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

本調査審議案件は、今回ご説明しご意見等をいただきました上で次回の都市計画審議会に付議させていただく予定でございます。本日関係する須坂市からも参加の方をさせていただいております。お手元の資料の調査審議の2ページをご覧ください。区域区分の変更理由書でございます。今回の区域区分の変更は、工業出荷額から算出される工業系市街地拡大需要面積の一部を須坂長野東IC周辺第2地区及び五閑地区に編入し、卸小売販売額から算出される商業系市街地拡大需要面積の一部を須坂長野東IC周辺第2地区に編入するものです。続いて3ページをご覧ください。須坂長野東IC周辺第2地区については、民間企業による開発事業が具体化され、計画的な市街地整備が行われることが確実となったため、また、五閑地区は民間企業によりすでに開発事業が行われ市街地整備が図られているため、市街化区域への編入を行うものです。

続きまして編入予定地についてご説明いたします。4ページの須坂都市計画区域区分の変更総括図をご覧ください。今回の編入予定の須坂長野東IC周辺第2地区と五閑地区を赤枠で示しております。須坂長野東IC周辺第2地区は上信越自動車道須坂長野東ICの近傍であり、国道403号ならびに主要地方道長野須坂インター線に面する地区で市街化区域の工業地域に隣接した交通利便性が高い地区です。また五閑地区は須坂市の西部に位置し、長野電鉄長野線村山駅東方約300メートル、幹線道路の国道406号から約200メートルの地点にある市街化区域の準工業地域に隣接した地区であります。

次に周辺状況についてご説明いたします。まずは須坂長野東IC周辺第2地区についてご説明いたします。5ページの計画図をご覧ください。須坂長野東IC周辺第2地区は赤枠で囲まれた約62.8ヘクタールの区域となります。東側の一部は工業地域に接しており、流通業務施設や各種工業施設などが立

地したエリアとなっております。エリアの南側には東西方向に延びる主要地方道長野須坂インター線及び国道 403 号からなる都市計画道路須坂インター線、東側中央には南北に上信越自動車道が走っており南側には須坂長野東 I C が位置しています。

次に編入する区域の用途地域の計画状況についてご説明いたします。6 ページをご覧ください。編入する区域の想定用途図です。用途地域につきましては須坂インター線の南側及び隣接工業地域より北側の区域については工業地域、その間の隣接工業地域の西側の区域は商業地域とする計画であります。区域拡大に伴う工場及び商業施設等の整備計画につきましてはすべての区画について事業者が決まっており、開発許可済みとなっております。

少し資料が飛びますが 12 ページの航空写真の上側をご覧ください。これは令和 4 年に撮影されたものです。先ほど説明させていただいた従前の施設が地区の東側と南側に配置されている状況がご覧いただけるかと思います。また主要地方道長野須坂インター線の北側の区域についても、地域未来投資促進法の活用と合わせて地区計画を定め農地転用許可及び開発許可が行われ写真では確認できませんが事業所やホテルなど一部供用が開始されております。

続いて五閑地区についてご説明いたします。資料戻りまして 7 ページの計画図をご覧ください。五閑地区は赤枠で囲まれた約 4.5 ヘクタールの区域となります。南側は準工業地域に接しており、地区内は地区計画を活用して工場や物流施設等が立地したエリアとなっております。隣接する準工業地域の南側には東西方向に延びる国道 406 号、都市計画道路山田線、西側には南北に走る上信越自動車道と隣接しています。

次に編入する区域の用途地域の計画状況についてご説明いたします。8 ページをご覧ください。編入する区域の想定用途図です。用途地域につきましては、すべて工業地域とする計画であります。先ほど説明したとおり、すでに地区内は開発済みであるため、区域拡大に伴う新たな工場等の整備計画はございません。

再び少し資料が飛びますが 12 ページの航空写真の下側をご覧ください。先ほど説明させていただいたとおり、こちらはすでに開発が行われており、周辺地域についても市街化が進んでいる状況が確認できるかと思います。

続いて計画の妥当性についてご説明いたします。10 ページをご覧ください。まずは須坂長野東 I C 周辺第 2 地区についてご説明いたします。当該地区は国土交通省で策定しております都市計画運用指針の B 区域区分、1 市街化区域（3）概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域の新市街地に該当し、新市街地は市街地の発展の動向、当該区域の地形、自然条件及び交通条件を配慮し、かつ都市施設を効果的に配置し、整備することができるよう定めることが望ましいとされています。また次に掲げるような計画的な開発の見通しのある区域を主体として、いたずらに広く定めないことが望ましいとされ、そのうちの C、E が該当いたします。C は民間開発事業者による計画開発事業が用地取得が

確実であること等により、その実施が確実であり、かつ開発計画の内容が関係公共団体と調整を了する等により、都市の健全な発展と宅地の実供給に資するものであると認められる区域とされ、当該地区は民間開発事業者による計画開発事業が実施中であることからこれらに該当いたします。Eはその他都市施設の整備状況、周辺の土地利用の状況等から見て、地区計画を定める等により地区施設等の適正な整備が行われ、計画的な市街化が確実と見込まれる区域とされ、当該区域は一部を除き地区計画が定められ、計画的な市街化が確実であることから該当いたします。また長野県では、区域区分を見直す際の見直し方針を定めており、この方針に基づいて区域区分を変更することとしております。この見直し方針の中に見直し基準を示してありまして、(1)市街化調整区域から市街化区域への編入基準(新たな飛地を除く)の項目の④に地区計画により計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域で、地区計画について区域区分の確定までに関係機関との協議が完了しており、都市計画決定できるものとの記載があり、こちらに該当いたしております。

続いて五閑地区についてご説明いたします。11 ページをご覧ください。当該地区は都市計画運用指針のB区域区分、1市街化区域(2)すでに市街地を形成している区域の既成市街地に該当し、すでに市街地を形成している区域として市街化区域に編入する区域は令第8条第1項第1号及び規則第8条の規定に適合する必要があるとされています。令第8条第1項第1号では、すでに市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地、その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすることとされ、そのうちの相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として、国土交通省令で定めるものに該当いたします。この中の国土交通省令で定めるものとして規則第8条において2号では、前号の土地の区域に接続する土地の区域で50ヘクタール以下の概ね整形の土地の区域ごとに算定した場合における建築物の敷地、その他これに類するものの面積の合計が当該区域の面積の3分の1以上であるものとされ、当該地区は前号の土地の区域に接続する土地であることからこれらに該当いたします。なおここで言う前号の土地の区域とは、50ヘクタール以下の概ね整形の土地の区域ごとに算定した場合における人口密度が1ヘクタールあたり40人以上である土地の区域が連たんしている土地の区域で、当該区域内の人口が3,000人以上であるものを言います。

県の見直し方針との整合については、先ほどと同様に(1)市街化調整区域から市街化区域への編入基準(新たな飛地を除く)の項目の④に地区計画により計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域で地区計画について区域区分の確定までに関係機関との協議が完了しており、都市計画決定できるものに加え⑤開発許可で整備され、すでに市街地を形成している土地の区域にも該当しております。また区域区分の変更理由書に記載のある工業出荷額から算出される工業系市街地拡大需要面積ならびに卸小売額から算出される商業系市街地拡大需要面積についての確認でございますが、工業出荷額及び卸小売額につきましては須坂都市計画区域マスタープランに記載されている産業の規模となりまして、基

準年である平成 27 年の産業出荷額から令和 7 年の産業出荷額の増加分に見合う面積、つまり市街地拡大需要面積の規模が今回の編入区域以上、言い換えますと今回の編入区域面積が需要面積内であることを現在国と協議しながら確認をしているところでございます。

最後に都市計画の策定の経緯についてご説明いたします。少し戻りまして 9 ページをご覧ください。区域区分の変更について令和 6 年 7 月 31 日に地元説明会を実施しております。記載はございませんが、11 月 1 日から 11 月 15 日まで公聴会のための素案の閲覧を実施いたしましたが、公述の申し出がなかったため公聴会は開催しておりません。また現在は関東地方整備局長事前協議中となっております。事前協議が整いましたら市への意見聴取及び計画案の公告縦覧を行う予定としております。市の都市計画審議会を経て市の意見聴取回答ののち冒頭で説明させていただきましたとおり次回の 6 月の都市計画審議会に付議させていただく予定でございます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問お願いいたします。どうぞ、宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。よろしくお願いいたします。最後にご説明のあった 10 ページ、2 点あるんですが 1 点は一番下にあるように地区計画により計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域とやっであるんですけど、この地域はすでに工事されているんじゃないかなという気がするんですが、見込まれるというのともうすでに行われているっていうもの違いがわからなかったのも特にこの民間の開発だとスピード感が全然違うのでこういった手続きのスピード感でよろしいのかどうかっていうのが 1 点です。もう 1 点としては須坂都市計画区域の中でも西側のほうになると思うんですけども、隣接の長野市とか都市計画との調整っていうのがどんなふうになされているのかっていうのが気になったものでこの 2 点補足いただければと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

まず 10 ページの下のところにあります地区計画により計画的な市街化が確実になされると見込まれる区域ということでありますが、今回の地区につきましては地区計画がなされておまして、すでに開発も進んでおります。見込まれる区域とありますが、すでに開発が進んでいる場合も、これも該当するというふうに考えております。また長野市等々との協議につきましては、先ほどの地区計画につきましては須坂市の決定にはなりますが長野市等との意見も聞いたり今回は県決定になりますが、隣接する長野市、小布施町のご意見も聞きながら進めていきたいと考えております。

(宮入委員)

注目されている件でもあるんですけども、計画的に都市計画区域区分を行うという面でいくとやはり早いうちにこういったものっていうのは決めて着手する、着工するっていうような手順っていうのはもしかすると妥当じゃないのかなというふうに素朴な感じとしてあるんですけども、その辺のタイミングというのは問題はないというふうに考えてよろしかったでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

今回の区域区分の編入が多少遅いのではないかという話ですが、区域区分への編入につきましては定期的に見直しをしていくというところなのですが、前回の定期見直しにつきましては令和4年でありましてその時にはまだ開発許可のほうもとられていない状況で確実に開始されるかというところがまだ不確実なところがありましたので、確実性が出てきた段階というのが今のこの段階になっているというかたちになります。

(柳沢議長)

今の話に関連しまして、常識的にはまっさらな調整区域でここは開発に適切な場所だというふうに検討がなされて市街化区域に変えるって開発するんだったら地区計画をかけて計画的にやりましょう。地区計画が決まって開発するというそういう手順が一番わかりやすいんですよね。ところが現実にはなかなか線引きを変えるというのが結構時間がかかってそれだと開発者の側がなかなかついてこないというので、よかろうとなった場所については先に地区計画へ手をつけているんですね。そういう意味である意味で変則的なんですよ。これは調整区域の中にも関わらず地区計画を定めて開発可能っていう状態にしておいて、後追いの仕方を合わせるために市街化区域に編入しているっていう、ある意味では都市計画の運用としてはやや適切でない運用なんだとわたしは思っています。ついでに申し上げますけど、そうすると地区計画っていうのは実は県の権限ではなくて市町村の権限で定められるんですね。ですから市町村の権限でここは開発適地だということで地区計画を定めて開発しちゃうと、県がしょうがない、あとから尻拭い的に市街化区域に入れるってこうなっちゃうんだと、ここで議論をすること自体が意味はなくなっちゃうんですよね。わたしは事前の説明があった時に申し上げたんですが、地区計画っていうのが一般的にはこれは非常に細かい場所の決定、都市計画なので市町村決定で当然いいわけですけど、調整区域でやるような地区計画っていうのは今言ったような事態になりますので県と十分な協議がされないといけないわけです。法律上も県と協議することになっているんですね。ちょっと前までは県が同意しなければ市町村が決定できないようになっていましたけれど、それは強権的によくないので同意がはずれちゃったんですね、そうすると県としてはコントロールする手段がやや弱いけれど、協議してちゃんと理屈上通ってこの場所はさすがに問題じゃないかと、開発してもあとで基盤整備が非常

に追いつかなくてお互いに困るよというようなところは辞めてもらうとかそういう協議はできるわけですね。申し上げたいのは、地区計画を県が市町村から協議をされたときに了解するっていう考え方をこの場所にあらかじめ出しておかないといけないんですよ。これはぜひ課長のほうにお願いしておきます。次回、地区計画を市町村が定めることに関して、県として協議して了解するっていう考え方はこういう考え方ですと、そうすると後追的に市街化区域に編入の事案がでてきても、あの考え方でやったんだっていうことはわかりますから、それをぜひ次回以降やっていただきたい。いいですか。

（事務局：都市・まちづくり課長 井出課長）

ありがとうございます。まさしく会長おっしゃったとおり今回の手続きは本当だったら市街化区域拡大と合わせて地区計画設定しているというかたちになるかと思うんですけど、市街化区域の拡大が後追的なものになっているというかたちに考えております。会長がおっしゃったとおり区域区分、別にこの後説明させていただきますけれども区域区分の見直し方針の検討の有識者会議というのをやっておりまして、その中でも調整区域の地区計画の設定についてどのようなかたちがいいかというのをご議論いただいております。そういったこともご意見を踏まえまして、この審議会でも次回以降調整区域の地区計画についてはこういったかたちで県としては協議を受けたいというのをお示ししてまいりたいと思っております。

（宮入委員）

ありがとうございます。

（柳沢議長）

ほかにご発言どうぞ。高瀬委員。

（高瀬委員）

以前1ページの人口フレームの件で、いろいろ各地域、ここの会議でも出ていたと思うんですけどもいろんな地域の人口フレームがあまりという話はあったんですけども、この地域は確か人口フレームのほうが少ないような気がしたんですけどもその件って今ないんですか。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

人口フレームについては、今回のものについては人口フレームではなくて工業、商業のフレームで計算をしております。人口がどんどん増えていく時代ではなくなってきたので、人口フレームというのは

なかなかとりにくくなってきておりまして、今回は工業もしくは商業のフレームで計算をしているといった状況でございます。

（高瀬委員）

1 ページに出てきているこの2の人口フレームで書いてある理由はなんですか。必要ないとおっしゃられるなら。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

すみません、これについては都市計画の図書の中でこういった様式で定められているもので書いてあるんですが、今回は人口フレームではなくて工業もしくは商業のフレームを使って計算をしているといったかたちになります。

（高瀬委員）

はい、わかりました。

（柳沢議長）

そうなるこそっちのフレームはどうなっているのかということになるんですけど、なかなか人口フレーム以外のフレームって結構算定がやや恣意的になりがちなところがあって、事前にわたしも伺ったんです。ちょっとこのフレームの考え方では説明しきれないなというので今回出してもらわないことにしたというのは経緯がちょっとあって、大変失礼しておりますが、いずれにしても商業、工業のフレーム的な考え方で一定の伸びは許容してもいいんじゃないかという判断は一応できると、その程度のことですね。

（事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長）

そうです。そのフレームの判断、確保できているかということにつきましては国土交通省とも協議をしております確認のほうをしているところでございます。

（柳沢議長）

ほかにはいかがでしょうか。次回このかたちで出てくるようですので言いたいことはぜひここで言うてください。

（大上委員）

一番最初のところで議論したやつだと思うんですけど今後の予定というところで、15 ページですが、令和 6 年度、令和 7 年度とあるんですけども都市計画審議会への報告っていう話になってきていますか。

わたしが言いたいのはこの報告というのでよろしいんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

この報告につきましては、これは今回の須坂の都市計画の案件ではなくて区域区分見直し方針の調査審議 2 の内容になります。

(柳沢議長)

今回のこの案件について報告したでしょ。報告でよかったのかということです。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

15 ページのものは調査審議 2 のものになっていまして、今回は調査審議です。

(柳沢議長)

そうか。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

今回の須坂都市計画の案件につきましては調査審議というかたちで今回ご意見を聞きまして次回の 6 月に審議をお願いするというかたちになります。

(柳沢議長)

調査審議ということで、事前にまだ決定ではないけれど決定の手前としてご意見を伺うという位置付けになっているんですね今回。決定の段階になるとここで延ばされると困るというような状況ができてしまうので、なかなか皆さんも意見が言いにくい。今の段階でしっかり注文があれば言っていただくと。中條委員。

(中條委員)

今の段階で言っているということではいくつ。先ほどの宮入委員、会長からもありましたけれども、今回の都市計画は、若干追認という意味合いがあるように思います。それに対しては長野県としての次の議題と認識しているとのことで、調整区域での地区計画についての考え方は整理をしていくというお

話をいただいていたので、今後整理していただければと思っております。須坂のことに関して言うと地区計画を策定した段階でどういう考えであったのかというのを改めて説明をいただけるとやりやすいのかなと思いますので、審議の時にはそのあたりもご説明いただければと思います。

(柳沢議長)

その件では私からも追加で、やっぱり厳密な議論をするとまさにこれは追認そのものなんですよ。だから地区計画を須坂市が定めたいと言ってこられた時に県としてこれなら了解してもいいかなという判断をした時にその部分を一番近い審議会で議論していただくという手順が本来は必要なんじゃないかと時間的に急ぐ場合もあるかもしれないけれど、でも大体年に4回ぐらいやっているわけですから、3か月に1回くらい4か月に1回は最低審議会はあるので、そこにちゃんと出していただければ決定ではないので調査審議か報告でもいいのかもしれませんが、そういうかたちで事前に議論できる状態で地区計画が定められたのであればその後、追認するのはこれはするでいいということですから、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

地区計画ができますと開発許可のほうもこれで開発が進んでいくという中では、そのところで皆さんのご意見を聞くということが非常に大事な事かなと考えておりますので、同じような案件ができましたらそういうかたちを検討していきたいと考えております。

(柳沢議長)

宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。次回ということなので次回の資料でお示しいただければなと思うんですが、結局これだけ大きな場所とプラスインターチェンジも近く、幹線道路とかっていうのもあるので、実情交差点が新たにできたりだとか、車の流れがだいぶ変わったりとかっていうような、本当に区域区分だけで留まるのかなというのが疑問な部分も絡んできそうな気がちょっとしているんですけどもそのあたりは、どのあたりに議論を集約するのかっていうことももちろんあるんですが、関連しそうなものはぜひ出していただいて全体的に理解が進んだうえで審議したいなというふうに思いますので、資料の整備はよろしくお願いしたいと思います。交通の面とか気がかりな点はいくつかあるかなと思います。よろしくお願ひします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

今回の交通の関係につきましては資料は用意していなかったんですが、次回にそれも含めて説明のほうをさせていただきたいと思います。

(柳沢議長)

ほかにはご発言ありませんか。よろしいでしょうか。これは調査審議ですので、一応この件は終了したいと思います。

調査審議第2号 長野県区域区分等見直し方針検討有識者会議について

(柳沢議長)

それでは調査審議第2号「長野県区域区分等見直し方針検討有識者会議について」をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

はい。引き続きわたしのほうから調査審議第2号長野県区域区分等見直し方針検討有識者会議についてご説明申し上げます。

お手元の資料の調査審議の13ページをご覧ください。この会議につきましては昨年の6月の審議会において有識者会議を開催し検討する旨を説明させていただいており、前回の11月審議会においても進捗状況について報告させていただいたものでございます。有識者会議の開催状況は記載のとおり第1回を令和6年10月22日に開催し第3回にWeb会議を追加の上、先月の1月17日に第4回を実施し全4回にて議論を進めてまいりました。なお、第2回からは市街化区域と市街化調整区域を設定している線引き市町にも参加をいただきましてご意見をいただきながら進めてまいりました。柳沢会長にも大変ご尽力をいただきまして見直し方針の案を取りまとめることができました。ありがとうございました。本日はこの第8回区域区分見直し方針案の他に、初回にお示しした検討内容についても議論を行いましたのでそちらについても少しご報告をさせていただきます。まず(1)区域区分見直し方針について全4回をとおして重点的に議論を行いました。会議のなかでは主に立地適正化計画の居住誘導区域と市街化区域の関係、市街化区域から市街化調整区域への編入(逆線引き)、災害の危険性が高い区域の取り扱い、こちらにつきましても逆線引きの関係になります。産業用地の取り扱い、産業フレームについて議論を行いこれらを14ページ以降の第8回区域区分見直し方針案へ反映しております。まず1つ目の立地適正化計画の居住誘導区域と市街化区域の関係については立地適正化計画は各線引き市町において独自に設定を行っておりますが、立地適正化計画の居住誘導区域は都市再生特別措置法、市街化区域は都市計画法とそれぞれ根拠法令は異なるものの居住誘導区域は居住を誘導していく区域、市街化区域は

優先的に市街化を図るべき区域として主旨はかなり近いものであるため、長期的にこれらの考え方を整合させていくべきというご意見をいただきました。

次に２点目の市街化区域から市街化調整区域の編入、逆線引きについては先ほどの立地適正化計画との関係では現在の区域設定の状況としまして、各市町、市街化区域の内側にそれぞれの考えに基づき居住誘導区域を定めておりますが、今後人口減少化の時代においては、市街化区域の線を居住誘導区域に線に合わせていく、市街化区域を小さくしていくという逆線引きということも検討していかなければならない課題としてご意見をいただきました。

３点目の災害の危険性が高い区域の取り扱い、これも逆線引きであります、今説明させていただきました逆線引きに関連する内容で災害の危険性の高い区域については、すでに市街化している区域も含めて逆線引きを検討できることといたしました。最後に４点目の産業用地の取り扱い、産業フレームは現在の人口減少化において人口フレームの確保が困難となり工業や商業系の編入については工業フレームや商業フレームによる編入が主体となっております。これらの産業フレームは先ほど調査審議第１号でご説明したように統計調査の数値をもとに推計を用いて市街地拡大需要を算出しており、この場合工業出荷額や卸小売販売額の大きな企業を誘致すればそれ以降の推計は上り調子となる反面、推計値が減少傾向であると編入ができなくなってしまうなど推計方法の課題があり、これらについて議論いたしました。こちらにつきましては引き続き線引き市町と協議を行いながら適切なフレームの算出方法について検討していくこととしております。

これらの議論を踏まえ最終回の第４回において、第８回区域区分見直し方針案を策定いたしました。14ページをご覧ください。左側が第７回の区域区分見直し方針で、右側が今回の第８回区域区分見直し方針案でございます。赤字で示した箇所が今回の変更箇所となっており、右端に根拠やコメントを記載しております。これから変更箇所について説明させていただきます。14ページ上部の導入文においては、長野県の総合５か年計画しあわせ信州創造プラン3.0より抜粋、引用を行い時点更新を行っております。またその下の１基本方針についても同様に、計画名の更新や体裁の修正を行っております。続いて（２）のこの場合において立地適正化計画の居住誘導区域との適切な関係について留意することと記載を追加しており、こちらは先ほど説明させていただいた立地適正化計画の居住誘導区域と市街化区域の関係の議論を反映した修正となっております。15ページをご覧ください。こちらは（５）人口減少により市街化区域内の人口密度の低下が見込まれる地域については、各都市における立地適正化計画の内容も踏まえつつ、市街化区域を市街化調整区域に編入することも検討する、なお住民等の合意形成が困難な場合には適切な用途地域への見直しや居住調整地域の設定なども考えられると記載を追加しております。こちらの文章は都市計画運用指針より引用させていただいております。なお居住調整地域とは、市街化区域内等において住宅地化を抑制するために定める地域地区であります。逆線引きを行う過程ですぐに

市街化調整区域とすることが困難な場合などに段階的に進める手法の一例として記載させていただいております。こちらは市街化区域から市街化調整区域の編入の議論を反映したものとなっております。

続いて2見直し基準については表記の修正を行っております。理由については右端に記載のとおりでございます。16ページをご覧ください。③につきましては理解しやすくするため工場用地の表現を追記いたしました。こちらの修正を伴う解釈の変更はございません。

続いて18ページをご覧ください。(3)の②これまでは市街化区域内の現に市街化していない区域においてとしておりましたが、人口減少が進む中でできる限り安全な場所に居地を誘導していくべきという考えからこちらの記載を修正させていただいております。なお合わせて表記の明確化のため表現についても修正を加えさせていただいております。こちらは災害の危険性が高い区域の取り扱い、逆線引きの議論を反映したものです。

続いて④は、市街化区域と居住誘導区域の調整を図る区域区分の見直し、逆線引きに対応するための追記としております。こちらは立地適正化計画の居住誘導区域と市街化区域の関係及び市街化区域から市街化調整区域への編入の議論を反映したものでございます。

19ページをご覧ください。(5)市街化区域の規模では年度の時点更新を行っております。また、イにつきましては工業用地等という表記から産業用地の規模と表記を修正しております。これまでは工業フレームによる編入のみであったため、表記として工業等という表記としてありましたが、今後商業フレームでの区域編入を行うことも考えられることから今後は表記を産業とすることで工業フレーム、商業フレームどちらにおいても活用できることを明示いたしました。こちらは産業用地の取り扱い、産業フレームの議論を反映したものでございます。以上が第4回の有識者会議において案として確定したものになります。この会議において線引き市町の皆さまは出席いただいておりますが、今後必要に応じて線引き市町と協議を経て今年度中に方針を策定予定でございます。

また、これに加えまして逆線引きを行う場合、急激に規制が厳しくなるなど地元住民等との合意形成を円滑にするため地区計画による対応も議論に上がりました。これを受け、平成22年に県で定めました市街化調整区域の地区計画に関する協議、同意の観点についても見直しを行う必要性が生じました。法律の改正により県の同意というのは不要となりましたが、引き続き県としての考え方や方針を共有するためにも有識者会議において見直しの素案として作成いたしました。引き続き、線引き市町と協議を重ね来年度中の改定版の策定を予定しております。本日、資料のほうは用意しておりませんが、内容としましてはこれまで市街化調整区域の地区計画については地域振興や地域コミュニティの維持、活性化などを目的としているものが主でしたが、市街化区域の適正化を図るものとして逆線引きを行うことで市街化調整区域に入る区域に対して地区計画を策定する考えについても盛り込んでいく予定でございます。また地区計画を定めて開発を進める際に市街化区域への編入を想定する場合は、フレームの範囲内であることを確認することなどを求めていきたいと考えております。これにより市街化区域へ

の編入についても県と市町で考えを共有しながら進めていけると考えております。なお先ほどの議論の中でも市街化調整区域の地区計画についてもまた今後皆さまの御意見もいただきたいというふうに考えておりますので、提示のほうをさせていただきたいと考えております。

続いて（２）広域的なマスタープランについては都市計画区域マスタープランの圏域化に向けてフレーム論などについて議論を行いました。会議の中では圏域化に伴うフレームの取り扱いについてのご意見やフレームを広域化した際の圏域としての効果などさまざまなご意見をいただきました。今後区域区分の見直しに合わせ都市計画区域マスタープランの圏域化も行う予定ではありますが、フレームの広域化、取り扱いについてはさまざまな課題も伴うことから当面これまでどおりの扱いとし、引き続き線引き市町と協議を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

（３）地域未来投資促進法に対する対応方針につきましては、重点促進区域の設定時の手続き上の留意点や基本的な考え方について議論を行いました。地域未来投資促進法を活用した開発は、土地利用調整など各種の配慮を受けられることからこれまでと比べ今後活用される場面が増えてくると想定されます。都市計画部局としてインフラとの調和を図りつつ、機能的な産業活動を確保していくため開発が適地で行われ、事業進捗後に不都合が生じないよう事前調整をお願いするための調整方針について検討し、今後の議論のもととなる素案を作成いたしました。こちらは線引き市町以外にも県内の市町村にも関係する内容でありますので、県の産業労働部など関係機関との調整も必要となりますことから引き続き各種関係機関との協議を続けてまいります。

最後に今後の予定であります、本審議会にて報告させていただきました区域区分の見直し方針案について線引き市町と再協議をしたのち、今年度方針を確定させます。この方針をもとに令和７年度に都市計画の素案を作成していき、必要に応じて報告をさせていただきたいと考えております。その後、案が完成した段階で、令和８年度以降となりますが、本都市計画審議会にて付議をさせていただきます。説明のほうは以上になります。

（柳沢議長）

はい、ご苦労さまでした。盛りだくさんの内容ですので、一応わけて議論しましょうか。今の説明のありました１３ページ（１）（２）（３）とありますが、途中で説明ありましたように実はこの会議ではもう１つ調整区域内の地区計画について県としてどういうふうに協議に応じるかという方針も同時に議論しました。これについては、先ほど少し議論がありましたので（１）と一緒にご質問、ご意見がありましたら出していただいて、（２）（３）は後半でご質問いただくということにしたいと思います。どうぞ前半の区域区分の見直し方針及び地区計画の県の考え方。

（高瀬委員）

先ほどから地区計画の話、わたしも同じようなものなんですけれどもこの市の都市計画審議会がよく使われる、最近本当に使われている手法で地区計画を決めたから報告ですというかたちである程度何を意見を言っても地区計画で決まりましたからという回答がほとんど出てくる。さらにこの都市計画審議会だけではなくて、景観審議会にもものすごく影響がありまして、地区計画で練ったからといって景観審議会のほうでここ問題なんじゃないのと言っても、それは決めたことなのでという話で進んでいて、一番最悪なのがその時点でいた委員さんたちが皆さん居なくなっただけにこの線引きの開発が進んで、開発が進んだので今回みたいに入れますという話しになってそうすると新しい委員さんは開発が進んでいるなら仕方がないねというかたちに、その悪循環がずっと長いこといろいろ都市計画審議会とか景観審議会に出ているとそういうことを非常に感じるのでもそのあたりを根本的に委員長のお知恵で変えていただけると非常にありがたいなと。結構景観審議会のほうがもっとものすごく意見が出るんですけども、こんなのいいのかというところと言うんですけども最初から線引きの時点だったら意見を言えるけど、地区計画でまだここはそういうところではないので一応報告させていただきますというところで締められると非常に重くてですね、何かそちらの景観審議会とも連携するかたちもあると思うんですけど、何かそのあたりでぜひよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

そういうかたちになってしまうと会議自体が非常に形骸化しちゃうんですよね。委員の皆さんもなんだこれはという気分になっちゃうので、そういうことがない会議にしていく必要があるのですが、今のことに関して申し上げますと地区計画が決まったからどうにもならないという話と、地区計画は決まっているけれど、それに追加して応用動作できる範囲の話とか場合によっては地区計画そのものを変更するということがありますので、例えば景観審議会である意見が大勢を占めてそれは地区計画で決めてあることと齟齬があるということになったとすれば地区計画を変えることの可能性を議論してもいいと思うんですけどね。

(高瀬委員)

最後に、地区計画を決めている人たちがそこにいるわけじゃないので、なかなか議論がうまくいかない。

(柳沢議長)

でも事務局は兼ねているんですから大体。

(高瀬委員)

事務局はどちらかというと、そっち側にいつてしまっているのではと思うのでそこが開発側に。

(柳沢議長)

事務局もずれている場合はなかなかうまくいかないですけども、それはですから景観審議会から都市計画部局へのリクエストというかたちで出して、それでだめならだめでどういう理由でだめなんだということを返してもらえば、ちょっとめんどくさいですけど、やれないことはぼくはないと思います。ただ景観審議会で議論があることについて地区計画で決まっちゃったからどうにもなりませんという話はわたしのイメージでは比較的少なくてもむしろ景観計画で追加していろいろなリクエスト、景観計画の中で出していくということでカバーできる部分が多いんじゃないですかね。

(高瀬委員)

そうですか。そんなような認識ではなかったの。

(柳沢議長)

それはぜひ議論していただいたらいいと思うんです。やっぱり決まっちゃっているのを追認してくださいというそういうのは事務局としても相当注意をしなければいけないことだと思いますので。ほかにはいかがでしょうか。中條委員。

(中條委員)

質問というか、埼玉の下水管の事故があつて今は全国的にメンテ見直しということをしていて、人口減が起こってくる中での都市の維持、メンテナンスっていうのがすごい大事なテーマになってくるのかなというのをニュースからも感じていました。今回の議題のなかの2ポツ目の逆線引きにあるように、これからは、どうクローズさせていくかというのが都市計画の大きいテーマになってくるのかなというふうに思っています。急激にするのは難しいので段階的にということで地区計画をかけるっていうご説明があつたのかと思うんですけど、都市部で言うとなんかそういうのって例えばダウンゾーニングの地区計画をかけるっていうことと同じような話だと思うんです。その場合、かなり抵抗があると思いますが、逆線引きに至る段階としての地区計画っていうのは具体的にどういうものをかけていくのかわかりにくかったので、そのあたりについての議論がこの委員会であつたのであれば教えていただきたいなというふうに思っています。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

逆線引きをする際の地区計画ということですが、逆線引きをするとなるとこれまで市街化区域だったところが市街化調整区域になってしまうんですが、急に市街化区域から調整区域になりますと非常に規制が厳しくなってくることが想定されますので、既存の集落があるようなところに地区計画を貼って一気に規制が厳しくならないようなものを地区計画の中で定めていくと、そういったこともやりながら将来的には逆線引きをしていくというそういったことが議論でありました。

(中條委員)

そのプロセスというかそこは理解しているんですけど、その段階的な地区計画の一挙に100はできないけれども20ぐらいを地区計画で規制をとというイメージをおっしゃっているのかなと思った時にどういう地区計画イメージになるのかなというのがちょっとよくわからなかったんですけど。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

逆線引きをする上ですぐ線を変えて地区計画をするっていうのではなくて逆に市街化区域の中に居住調整地域といった手法もありますので、そういったいろんな手法を使いながらその地域にあったかたちを考えていくということになろうかと思います。

(柳沢議長)

あまり補足にならないですけど市街化区域から調整区域にするっていうことは原則開発禁止だよねってなっちゃうので、それに対して地区計画を定めれば地区計画の定める範囲内では開発可能っていうふうになるので中間的な位置にはなるんですね。ただどんな内容の地区計画かけるんですかって言われるとなかなか難しいんですけど、ちょっと乱暴な言い方をすれば第2種住居地域だったところを調整区域にした時に低層住専並みの地区計画をかけるとかそんな感覚なんじゃないかと思うんですけど。いずれにしても開発がだめではなくて、一応可能だとあまりがanganやるところじゃないという位置付けにはなったけど、開発は可能だよねっていうような性質の場所として位置づけてあげるということだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。区域区分の見直し方針っていうのは結構あとは影響があるかもしれませんのでぜひ、次回ここで諮って決めるというかたちになるんですか。これは別にここで諮って決めるというものではない。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

諮って決めるというものではないんですが、ここでご意見いただいたものをまた関係する市町とも協議をして今年度中には決めていきたいと考えております。

(柳沢議長)

だけど 13 ページには 8 年度に付議って書いてあるんだけど、これのことじゃないの。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

見直し方針につきましては今年度中に決めましてそのあと方針に基づいた都市計画の手続きはこちらの審議会のほうで諮らせていただきたいと思います。

(柳沢議長)

見直し方針自体は今日お披露目して一応格段のご意見がなければこれでいきますということですね。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

そうですね。今後関係する市町とも話をしながら今年度中に決定したいと思います。

(柳沢議長)

フィックスしたものをまたご披露するというそういうかたちかな。

(事務局：都市・まちづくり課 今吉企画幹兼都市計画係長)

そうですね、それに基づいて今度は都市計画の変更というかたちになります。

(柳沢議長)

ということのようです。いかがでしょうか。わかる必要はなかったかもしれませんが 13 ページの (2) の広域的なマスタープランについてというのと (3) の地域未来投資促進法に対する対処方針について、これについてもご意見がありましたらお願いします。特に (3) はなかなか影響がありそうなものなんです。私もあまりよく知らなかったんですけども、都市計画で市街化区域と調整区域で決めてありますが、調整区域であっても地域未来投資促進という観点からいえば、この場所を開発するのは適当であるというふうに産業行政的に議論が詰まってくると都市計画のほうを受け止めきれなければほかの場所は適切でないという議論はできるんですけど受け止めざるを得ないような場面に立つとそんな感じですよ。都市計画はいつも受け身で攻められてばかりいるって考える必要もないんですが、産業部門と一緒にいってどこを開発することがその都市にとって将来展望が開けるかっていうようなことを一緒に議論するということではあるんですけどね。どうでしょうか。

(池森委員)

今回これでフィックスというかもうちちょっと説明がほしいかなというのがあって、この内容すごく重要だと思うので、そこのわたしも理解が浅いと思っているから意見が言えない部分があるのでぜひこれは1回の審議でやってもいいぐらいの内容だと思うからちょっとここでというよりは、もうちょっと説明をいただいてもう1回話しあうべきなんじゃないかなというふうに。

(柳沢議長)

(1) のことですね。

(池森委員)

そうです。ちょっと理解が浅いのであれなんですけれども一方調整区域の中で須坂市なんかは緩和措置で建てられるようにしているというのが現状あるじゃないですか。小布施とかある中でその逆線引きっていうことと逆行していることやっているところのそこの辺もよく理解できないので、そもそも調整区域という位置付け自体がすごく微妙というか、じゃあ外の白地との関係性とのバランスもここで出てこないで、であれば白地のことも含めてまち全体をどうするか、先ほどの須坂のこともそうですけれども、まちのあり方があって本来都市計画ってあるんだけれどもどうも全部後追いなのでその根底になることだと思っているからそこは本来ここで審議すべき一番重要な内容だと思うのでそういう機会を設けてもう1回都市計画自体を考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

(柳沢議長)

わたしから今のご意見も踏まえて今日初めてこれをご披露、中身的には中間報告はありましたけれども中身的には今日初めてご披露ですから、次回関係市町村のご意見ももう1回踏まえて再整理をしておっしゃって、その段階でもう1回決まりましたというんじゃなくて今日のようにもう1回ご意見をいただくということにしていだけますかね。難しいですか。時間的な問題そんなにはないと思うけれど。

(事務局：都市・まちづくり課長 井出課長)

課長の井出ですけれども確におっしゃるとおり区域区分の見直し方針、今後はこういったかたちでやっていくというのは重要なことだと思っております。そのために有識者会議でご議論していただいてこのかたちにさせていただいておりますけれども、なかなかこの審議会の中でも統一的な方向性を見ていただいて、この見直し方針に基づいて今後の区域区分の変更とかを行うという立て付けになりますので重要なことかなと思います。先ほど申しましたとおり関係線引きの市町村のご意見を聞きまして、揃った時点でまた次回の審議会でお諮りしてみたいと思います。ただ先ほど調査審議で行いました須坂市

の事例とかがまさしく（３）の地域未来投資促進法に基づいてやったという事例になりますので、その詳細な説明も合わせてすることによって区域区分の見直しの方針のほうも理解が進むのかなと思いますので、それと合わせて見直しの方針のほうも次回の審議会でご議論いただければと思います。よろしくをお願いします。

（柳沢議長）

そんなことでよろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。上條委員。

（上條委員）

わたしは今回初めて出させていただきましたけれども、市町村議会を代表するという立場ということでございますので市町村の意見を踏まえて地域未来投資促進法に関する意見を申し上げたいと思います。と言いますのは今それぞれの市町村で悩んでいるのは、産業振興をはかりたいということで商業なり工業の会社を誘致したいという時に適地がないという問題がございます。わたしは先ほど言いましたように松本市出身なんです、松本市も松本臨空工業団地という大きな 70 ヘクタールを超える産業団地を造成しまして、そこは全部埋まりましてよかったというふうに言っているんですが、市外の事業者が事業を拡大したいとかあるいは松本市へ来たいという場合に用地がないという現実がございます。そういう時に使っているのが地域未来投資促進法でございまして、現実的には松本市でもやっていますし松本市の周辺の市町村でもこれを使った産業振興やっております。そういう実態があると人口減少社会の中で雇用を増やしたいという市町村のものがききたいなものを解決する一つの手法として経済産業省の特区みたいなものなんです、それを使った地域振興を模索しているという現実もあるというところをぜひ皆さま方にご理解いただきたいというふうに思います。

（柳沢議長）

ありがとうございました。そういうことで具体的に企業なんか立地した時に基盤整理をやっぱ都市計画のほうでちゃんとフォローしてあげなくちゃいけないんですね。ですから、基盤整備の見通しなんかがちゃんと立つところでうまく調整するということをやらなければいけない、それをできるだけ前倒的にやってほしいというのは都市計画側からのリクエストなんですね。ほかにご意見ありませんか。

では、今日はこんなところでいいですかね。ちょっと次回もう 1 回ということになりましたのでよろしくをお願いします。ではこの件については以上といたします。

これで事務局にお返しします。

3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

長時間にわたり慎重審議いただきましてありがとうございました。委員の皆さまには任期を一期２年としまして委嘱をさせていただいております。本日の審議会は今任期最後の審議会となります。ここで今期会長を務めていただきました柳沢会長からご挨拶いただければと思いますが、よろしくお願いします。

(柳沢議長)

だいたい私はここに長く居座ってしまいましたが、今期は終わりですけれど、その次の期は私は失礼をいたすことに、見かけよりだいぶ高齢になっておりますので、この辺で失礼いたしますから最後に一言だけご挨拶かたがた申し上げたいと思うんですが、都市計画は先ほどの議論にもありましたけれど、一旦決めるとやはりいろんな制限がかかったり、あるいは道路なんかはそこに道路ができるという期待をする人も出てきたり、つまり利害がかなり発生するわけですね。都市計画決定というのはどんな決定でもいろいろな利害が出てきますので、その辺りをよくご覧いただいてご議論いただきたい。この長野県の都市計画審議会は、実は私は多少ほかの自治体の都市計画審議会にもお付き合いしましたがけれどもここほど実質的な議論がされているところは案外少ないと思うんですね。あまり固有名詞は言いにくいんですが、日本で一番大きい都市なんかは膨大な量の案件を着々とこなしていくという都市計画審議会になっていて、まったくつまらない都市計画審議会のようにそちらはわたしはいたことはありませんけれど、ですからそういうことにならないようにぜひ実質的な議論をできるような機会にこの場を使っていただきたい。そうすると事務局が意外と大変なんですね。後ろ時間を決めて、この都市計画審議会決めて、その後こういうことをやってずっとスケジュールを決めたりしてきますから延ばされると困ったという顔になっちゃうんですね。そういうことがないように事務局のほうももしかしたら延びるかもしれないということを覚悟しながら議論を出していただくということをぜひ考えていただいて形骸化しない都市計画審議会を引き続きやっていただきたいと思います。長いことお付き合いいただきましてありがとうございました。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

柳沢会長どうもありがとうございました。それでは最後に県を代表しまして建設部次長の栗林よりご挨拶を申し上げます。

(栗林建設部次長)

遅れて参加をしてすみません。長野県建設部次長をしております栗林一彦と申します。本日は長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして誠にありがとうございました。先ほど進行からもありましたが

今回が任期最後の都市計画審議会ということでわたしから御礼の挨拶を申し上げたいと思います。委員の皆さまにはこの2年間8回、計11件のご審議をいただきました。都市計画に関わる重要な案件に対してそれぞれの専門的なお立場からご審議をいただくと共に数々の貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。また柳沢会長におかれましては計8年間と長きにわたり会長を務めていただき円滑な議事進行や意見の集約にご尽力をいただきました。大変ありがとうございました。

近年は少子化と人口減少の急速な進行や気候変動による災害の激甚化、頻発化などこれまで経験したことのない状況に置かれております。県では、都市機能のコンパクト化ですとかインフラの最適化などと盛り込んだ人口減少社会を見据えた県土のグランドデザイン、この策定に取り組むところでして、その方向性のもとこれからも市町村としっかり連携して魅力あるまちづくりを進めていく所存でございます。そうした中で本審議会でご審議いただいた内容ですとか頂戴したご意見は大変重要なものとして今後の都市計画行政の推進に参考にしていただきたいと考えております。今後も引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに委員の皆さまの今後益々のご活躍を祈念いたしまして、誠に簡単ではありますが御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

ありがとうございました。先ほども申し上げましたように任期につきましては県の審議会等の設置及び運営に関する指針という規定によりまして、基本的には連続4期8年までとされております。引き続き次期も再任をお願いする方いらっしゃるかと思いますけれどもその際はよろしくお願ひしたいと思っております。

4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 都市計画係 三宅担当係長)

それでは以上を持ちまして第223回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。雪も降っておりますのでお足元お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。